

# 防衛省仕様書改正票

D S P  
N 5126B(2)

制定 平成17. 3. 29

改正 平成29. 7. 11

## 救命糧食

(FOOD PACKET, SURVIVAL)

この改正票は、DSP N 5126B(救命糧食)についてのものであり、DSP N 5126B(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP N 5126Bと併用される。

箇条1に

### “1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる型式承認製品とは、船舶の設備(船体、機関、救命設備、救命糧食、消防設備、航海用具)で船舶安全法の規定に基づき定められている技術基準に適合し、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有していることが国土交通省大臣に認められ承認された製品をいう。”を追加する。

1.2 種類 を次のように改める。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1-種類

種類	物品番号	備考
救命糧食, 1型	8970-427-1138-5	空自用
救命糧食, 2型	8970-336-8150-5	海自, 航空機用
救命糧食, 3型	8970-321-8682-5	海自, 艦船用

“1.3 製品の呼び方”を“1.4 製品の呼び方”に改める。

“1.4 引用文書”を“1.5 引用文書”に改める。

2.1 全般 を次のように改める。

### 2.1 全般

この製品は、航空機及び艦船の遭難時に遭難者が栄養源として喫食するものであり、船舶安全法、食品衛生法、航空法及び関連規則に基づき製造されたもので、救命糧食, 1型及び救命糧食, 2型については、2.2~2.4及び4の規定に基づき製造されたものとし、救命糧食, 3型については、2.2~2.4及び4の規定に基づき製造されたもの、又は、型式承認製品として製造されたものとする。

2

N 5126B(2)

2.3.1 配合 を次のように改める。

2.3.1 配合

a) 配合は、表 3 による。

表 3 - 配合 単位 %

材料	割合
粉末ビスケット	65～75
粉末ピーナッツ	10～15
砂糖	7～12
粉末油脂	2～7
脱脂粉乳	2～7

b) 2.2 の材料を攪拌機にて攪拌し、40～60℃の乾燥機で乾燥後、成型機で成型する。

2.4.1 油脂変質検査 を次のように改める。

2.4.2 油脂変質検査

製造時において抽出油の酸価は10以下、過酸化価は20meq/kg 以下とする。

3.1 検査 を次のように改める。

3.1 検査

検査は、材料、加工、品質、包装及び包装の表示について行い、2.2～2.4 及び 4 の規定に適合しなければならない。ただし、救命糧食、3型の型式承認製品として製造されたものについては、型式承認書の写しの提出により検査項目の一部又は全部を省略することができるものとする。

4 出荷条件 を次のように改める。

#### 4 出荷条件

##### 4.1 包装

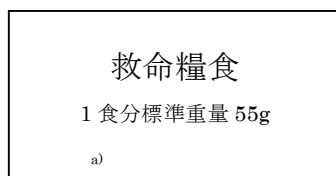
包装は、表 6 によるものとし、端数がある場合は、これに準じて行うものとする。

表 6 - 包装

区分			規定		要領	
個装	1 型 及び 2 型	アルミ箔ラミネート フィルム	区分	材質	厚さ	1.救命糧食1食分をアルミ箔ラミネートフィルムで包装する。 2.封かんはヒートシール方式によるものとし、適当な位置に約 2mm の切込み口をつけるものとする。
			表層	ナイロン	0.015 以上	
			中層	ポリエチレン	0.015 以上	
				アルミ箔	0.009 以上	
裏層	ポリエチレン	0.06 以上				
	3 型	包装材	一般商慣習による。			
内装	1 型	ボール紙箱	(略)		救命糧食 3 個(3 食分)、内容説明書及び予備袋各 1 枚をアルミ箔ラミネート袋に収める。	
	2 型	アルミ箔ラミネート袋	(略)			
		内容説明書	1.薄口 A 模造(B 列本判 25.5kg)B6 判とする。 2.オフセット印刷とし、付図 1 に示す内容を黒インクで印刷するものとする。			
		予備袋	長さ 290mm、幅 170mm、厚さ 0.04mm 以上のポリエチレン製とし、開口部にチャック付ファスナーを付ける。			
	3 型	包装材	一般商慣習による。			
内容説明書		2 型と同様とする。				
予備袋						
外装	段ボール箱		1.JIS Z 1506 の複両面ダンボール箱 2 種とする。 2.箱の形式は、JIS Z 1507 の 0201 とする。 3.箱の接合は、平線又は接着剤によるものとする。		1.1 型はボール紙箱 100 個を、2 型はアルミ箔ラミネート袋 50 袋を、3 型は製品 25 箱を、ダンボール箱に収める。 2.外フラップを内フラップは、接着剤で接着する。 3.テープで上・下の面とも I 形に封かんする。 4.外フラップの接合線と直角の方向にバンドを二の字にかけ締め付ける。	
	接着剤		JIS K 1408 又はこれと同等以上のものとする。			
	テープ		幅 50mm 以上のものとする。			
	包装用バンド		幅 12mm 以上のものとする。			

##### 4.2.1 個装の表示

食品衛生法に基づく、1 食分の表示は、図 2 に示す表示を赤でにじみ及び退色しにくいものを用いて、1 面及び 3 面に鮮明に印刷するものとする。ただし、救命糧食、3 型の型式承認製品として製造されたものについては、型式承認において認められた表示に代えることができるものとする。



注 a) 契約の相手方の名称又はその略号

図 2 - 1 食分の表示

# 防衛省仕様書

D S P

N 5126B

制定 平成17. 3. 29

改正 平成19. 3. 29

## 救命糧食

(FOOD PACKET, SURVIVAL)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、救命糧食について規定する。

#### 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1 - 種類

種類	物品番号	備考
救命糧食, 1型	8970-427-1138-5	空自用
救命糧食, 2型	-	海自, 航空機用
救命糧食, 3型	8970-321-8682-5	海自, 艦船用

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 救命糧食, 1型

#### 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 1 4 0 8 けい酸ナトリウム(けい酸ソーダ)

J I S Z 1 5 0 6 外装用段ボール箱

J I S Z 1 5 0 7 段ボール箱の形式

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

N D S Z 8 0 1 1 角形銘板

飲食物品及び油脂についての検査方法(昭和51年農林省告示第1074号)

##### b) 法令等

船舶安全法(昭和8年法律第11号)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)

航空法(昭和27年法律第231号)

船舶等型式承認規則(昭和48年運輸省令第50号)

### 2 製品に関する要求

#### 2.1 全般

この製品は、航空機及び艦船の遭難時に遭難者が栄養源として喫食するものであり、船舶安全法、食品衛生法、航空法及び関連規則に基づき製造されたものとする。

## 2.2 材料

材料は、表 2 による。

表 2 - 材料

項目	規定又は基準
粉末ビスケット	小麦粉、植物油脂、その他の材料を使用し、常法により焙焼し、冷却後粉碎して粉末にしたもの。
粉末ピーナッツ	焙焼したピーナッツを粉末にしたもの。
砂糖	水分0.2%以下のグラニュー糖
粉末油脂	植物性油脂を粉末化したもので、油脂分100%のもの。
脱脂粉乳	品質良好で、外観、風味及び溶解性に著しい欠陥がないものとし、乳固形分95.0%以上、水分5.0%以下のもの。

## 2.3 加工

加工は、次による。

## 2.3.1 配合

a) 配合は、表 3 を標準とする。

表 3 - 配合

材料	割合	単位 %
粉末ビスケット	70.4	
粉末ピーナッツ	12.4	
砂糖	10.3	
粉末油脂	4.1	
脱脂粉乳	2.8	

b) 2.2の材料を攪拌機にて攪拌し、40～60℃の乾燥機で乾燥後、加圧成型機で成型する。

## 2.3.2 形状及び寸法

形状は、加工成形によるタブレット状とする。また、寸法は、出来上がり寸法とし、図 1 による。

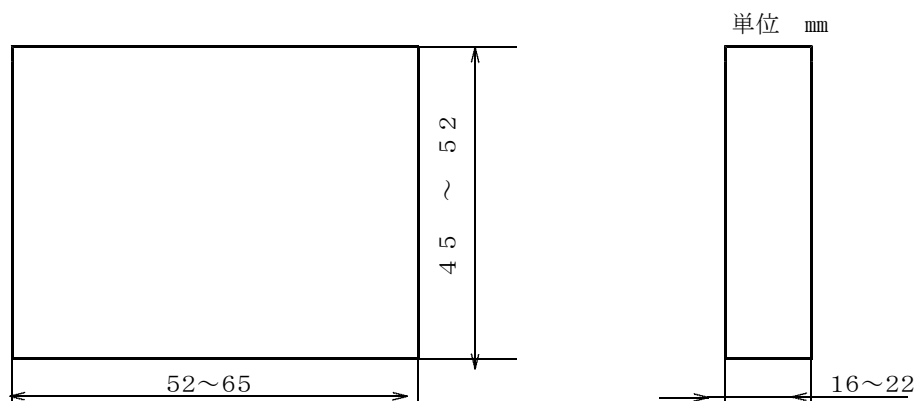


図 1 - 形状及び寸法

## 2.3.3 質量

1食分の質量は、55±3gとする。

## 2.4 品質

品質は、次によるほか、船舶等型式承認規則に基づき、承認されたものとする。

### 2.4.1 成分

成分は表4による。

表4－成分

単位 %

項目	規定
水分	7以下
蛋白質	6～10
脂質	18～23
炭水化物	62～72
灰分	0.5～1.5

### 2.4.2 油脂変質検査

製造時において抽出油の酸価は10以下、過酸化価は20meq/kg以下とする。

### 2.4.3 細菌検査

生菌数は、 $10^5$ /g以下、大腸菌群は陰性とする。

### 2.4.4 熱量及び質量

食品の熱量及び質量は、表5を標準とする。

表5－熱量及び質量

種類	規定			
	1食分の熱量(Kcal/g)	食数	質量(g)	熱量(Kcal/KJ)
救命糧食, 1型	4.83	3	165	797/3, 336
救命糧食, 2型				
救命糧食, 3型		9	495	2, 391/10, 009

### 2.4.5 品位

品位は、次による。

- 特有の香味, 組織を有し, 異物を認めないもの。
- 形状は, つぶれ, 割れ, 欠けなどの不成形なものを認めないもの。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査は, 材料, 加工, 品質, 包装及び包装の表示について行い, 2.2～2.4及び4の規定に適合しなければならない。

### 3.2 試料の採取

試料の採取は, 飲食料品及び油脂についての検査方法の第1方式検査方法による。ただし, 包装及び包装の表示については, 採取箱数を試料とする。

### 3.3 ロットの大きさ

ロットの大きさは, 原則として4,000個とする。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は, 表6によるものとし, 端数がある場合は, これに準じて行うものとする。

表6-包装

区分			規定		要領
個装	アルミ箔ラミネートフィルム	区分	材質	厚さ	1. 救命糧食1食分をアルミ箔ラミネートフィルムで包装する。 2. 封かんはヒートシール方式によるものとし、適当な位置に約2mmの切込み口をつけるものとする。
		表層	ナイロン	0.015以上	
		中層	ポリエチレン	0.015以上	
			アルミ箔	0.009以上	
裏層	ポリエチレン	0.06以上			
内装	1型	ボール紙箱	使用に十分耐えられる強度のボール紙を使用する。細部は、承認見本によるものとする。		救命糧食3個(3食分)をボール紙箱に収める。
	2型	ルミ箔ラミネート袋	1. 縦210mm, 横90mm, 厚さ20mm (外のり寸法)を標準とし、アルミ箔ラミネート袋とする。細部は、承認見本によるものとする。 2. 封かんは、袋の上部をヒートシール方式により接着するものとし、袋の適当な位置に約2mmの切込み口をつけるものとする。		救命糧食3個(3食分)、内容説明書及び予備袋各1枚をアルミ箔ラミネート袋に収める。
		内容説明書	1. 薄口A模造(B列本判25.5kg)B6判とする。 2. オフセット印刷とし、付図1に示す内容を黒インクで印刷するものとする。		
		予備袋	長さ290mm, 幅170mm, 厚さ0.04mm以上のポリエチレン製とし、開口部にチャック付ファスナーを付ける。		
	3型	ポリエチレン容器	1. 縦60mm, 横70mm, 長さ180mm, 厚さ1mm以下(外のり寸法)を標準とするポリエチレン製とし、“かぶせぶた式直方ケース”とする。 2. 色合いは赤橙色とし、承認用見本によるものとする。		1. 救命糧食9個(9食分)、内容説明書及び予備袋各1枚をポリエチレン容器に収める。 2. ポリエチレン容器本体とふたとの接合部は、粘着テープの一端を、5mm以上折り返してつまみをつけ、はがしやすいうようにしてシールするものとする。
		内容説明書	2型と同様とする。		
		粘着テープ	幅25mm以上緑色を標準とする。		
外装	段ボール箱		1. JIS Z 1506の複両面段ボール箱2種とする。 2. 箱の形式は、JIS Z 1507の0201とする。 3. 箱の接合は、平線又は接着剤によるものとする。		1. 1型はボール紙箱100個を、2型はアルミ箔ラミネート袋50袋を、3型はポリエチレン容器25箱を、段ボール箱に収める。 2. 外フラップと内フラップは、接着剤で接着する。 3. テープで上・下の面ともI形に封かんする。 4. 外フラップの接合線と直角の方向にバンドを二の字にかけ締め付ける。
	接着剤		JIS K 1408又はこれと同等以上のものとする。		
	テープ		幅50mm以上のものとする。		
	包装用バンド		幅12mm以上のものとする。		

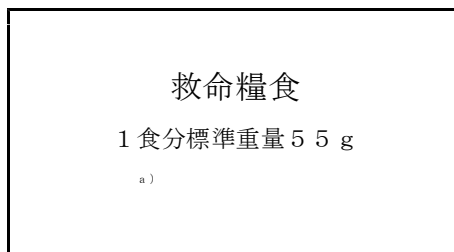
## 4.2 包装の表示

包装の表示は、次による。

### 4.2.1 個装の表示

個装の表示は、食品衛生法に基づき、次に示す表示を行うものとする。

- a) 1食分の表示は、**図2**に示す表示を赤でにじみ及び退色しにくいものを用いて、1面及び3面に鮮明に印刷するものとする。



注<sup>a)</sup> 契約の相手方の名称又はその略号

図2 - 1食分の表示

### 4.2.2 内装の表示

内装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識に基づき、次に示す表示を1面に表示紙で貼付けるものとする。

- a) 防衛省
- b) 品名(製品の呼び方)
- c) 物品番号
- d) 食数 例 9食分
- e) 納入年度 例 2007年度
- f) 賞味期限 例 2013. 3
- g) 契約の相手方の名称又はその略号
- h) 型式承認番号<sup>1)</sup> 例 型式承認番号第2215号

注<sup>1)</sup> 3型のみ表示するものとする。

### 4.2.3 外装の表示

外装の表示は、NDS Z 0001の表示・標識によるほか、次に示す項目を2面及び4面に行うものとする。

- a) 防衛省
- b) 非常用糧食<sup>2)</sup>
- c) 物品番号
- d) 品名(製品の呼び方)
- e) 数量 例 25箱
- f) 質量<sup>3)</sup>
- g) 寸法<sup>4)</sup>
- h) 調達年度(納期の年月) 例 2007年度調達品(2008. 3納)
- i) 契約の相手方の名称又はその略号
- j) 賞味期限 例 賞味期限 2013. 3

注<sup>2)</sup> かい書で朱書する。

<sup>3)</sup> 見掛質量として、平均質量(kg)を記入する。

<sup>4)</sup> 縦×横×高さの外のり寸法(cm)を記入する。



## 5 その他の指示

### 5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として製造仕様書を添付した製品6個を契約担当官等に提出し、内容物の品位、包装、包装の表示及び容器の色について承認を得なければならない。

### 5.2 保証期限

この製品を艦船及び航空機の所定位置に装備した場合による変質などの保証期限は、5箇年(次年度4月1日から起算する。)とする。

がんばれ！ 元気を出せ！  
救助は必ずやってくる！

この救命糧食は、特殊環境下においてもすみやかに心身の疲労を回復し、体力の維持を図るために製造されたもので、糖質、脂肪、たん白質等の各種栄養素が有効にとれるように配合されています。

1食分のカロリーは、約264キロカロリーあり、これを食べると熱とエネルギーを与え、直ちに元気百倍となります。

使用方法:1日3回 1個で1食分です。

〔 この食品は、穀類を主原料とした加工食品で、ビスケット風の味と香りを持つ高カロリー食品です。 〕

注記  内の文字は、12ポイントゴシック体、太文字はゴシック体とするほか、用字及び書体は、NDS Z 8011による。

図番	付図 1	名称	内容説明書	尺度	-
防			衛	省	